

行為と法則

——自由概念の展開を手掛かりにして——

脇坂真弥

「純粹理性批判」において、イマヌエル・カントは「超越論的自由」と「実践的自由」という二つの自由概念について論じている。人間は他の生物とは異なり、外部からの刺激によって感性的にすべてを決定されることはない。むしろ理性によつてさまざまな状況を熟慮し、その結果に基づいて自分で意志を決める自由を持つ。これが「実践的自由」である。このような自由を、私たちは「経験によって証明することができる」(B830)。なぜならば、私たちは自らの意志における理性の働きを、さまざまなものレベルでの当為(Sollen)として実際に経験しているからである。

しかし、このようにして経験された実践的自由は、自らの働きが純粹なものであることを確証することができない。実践的自由において経験される理性の働きがもし再びどこかで感性に支配されているのであれば、自由の経験は一種の錯覚となり、理性は感性が欲するところを最もうまく実現するための便利な計算機となり果てるだろう。そのような自由は相対的自由ではあるかもしれないが、絶対的自由ではない。したがって、人間に真の自由を確保するためには、実践的自由に対しても絶対的な始源(純粹性)を保証する概念がなければならない。それが「超越論的自由」の概念である。したがって、超越論的自由は決して経験的概念ではなく、想定可能な単なる「課題」の域を出ない。しかし、

経験によっては証明できない概念であるからこそ、それが「存在しない」ともまた断言できず、人間が経験する実践的自由に最終的な保証を与える可能性として残り続けるのである。

さて、以上のような『純粹理性批判』の叙述に對して、「実践理性批判」での自由の証明には大きな方法の転換が見られる。自由の「経験」に対してその当の経験以外のものによつて純粹性を付け加え、絶対的自由の可能性を確保しようとしたのが『純粹理性批判』の方法であるとするならば、それとは対照的に、当の「経験」の中に経験に由来しない純粹な概念(道徳法則の意識)を「事実」として発見することによって人間の自由を証証しようとするのが『実践理性批判』の方法である。カントは次のように述べている――「実践理性は思弁的批判『純粹理性批判』ではまだ考えることができたにすぎなかつたもの[超越論的自由]を、事実によつて確証するのである」(V6)。

したがつて、『実践理性批判』においてもつとも重要な概念は、この「純粹な理性の事実」、すなわち道徳法則の當為の意識にほかならない。しかし、このような事実(純粹な意識)はいかにして発見されるのか。この意識はアブリオリな意識であつて、私たちが直接経験できる範囲を本質的に超えている。したがつて、私たちはこの意識を経験によつて見出すのではない。ここで法則発見の要として現れるのが、「あらゆる経験的制約の分離」といふ操作である。しかし、この分離の操作は、しばしば人間の現実を無視した机上の空論として批判される。確かに、もしこの分離が心理的なもの(感性を通じて意志を誘惑する経験的因素を意志の力で一切無視する)であるならば、それは非常に困難だろう。しかも、そこには『純粹理性批判』において実践的自由が抱えて

いた問題がそのまま残つてしまふ。つまり、あらゆる経験的・感性的制約から独立に意志を決めたつもりであつても、そのような決意の裏側で、本人も知らないうちに感性的な制約が隠れた支配者として働いているかもしれない。このような疑いを免れるためにも、この分離は心理的・経験的分離というよりは、むしろ抽象的・概念的な分離の操作でなければならない。

このような抽象的・概念的分離の操作の内実は、具体的にはカントの言う「仮言的命令」と「定言的命令」の区別を見るとき明らかである。経験的な当為の命題が持つ経験的制約を、仮言的命令の条件部分（もししならば）として「括して象徴させた上で、これを括弧に入れて取り除く作業（「捨象（abstrahieren）」）によって、私たちは完全に無制約的な定言的命令を意識することができる。この定言的命令が意志における理性の働きの無制約性（純粹性）を確証し、人間に初めて絶対的自由を認識させる。定言的命令は當為の意識の中核にあって、純粹で普遍的な法則の形式として働いているのである。しかし、ここで見出された法則の普遍性は、人間の行為にとってどのような意味を持つのだろうか。法則が普遍的であるということは、あらゆる人間が現実に法則を遵守しているという意味ではもちろんない。それにもかかわらず法則は普遍性を要求するのであるから、このとき普遍性が意味しているのは、従う従わないに関わりなく、法則をすべての人間が共有しているという事実以外のなものでもないだろう。そうであるとすれば、この法則が表現しているのは、人間のすべての行為が一法則に従わない行為をも含めて一有意義な経験として成立するため、あらゆる人間に普遍的に共有されている構造上の形式にほかならない。例えば「困ったときには約束を破つてもよ

い」という仮言的命題は、「約束を守る」という定言的命題が普遍的に共有されているからこそ意味を持つ。カントは、人間のあらゆる現実の行為の意味を支えるこのような根本的規範を、「道徳法則」という名で呼んだのである。

さて、しかしこのような理解は、人間の自由に関する大きな問題を私たちに突きつけることになる。最後にこの点を指摘してみよう。

理性によつて与えられる純粹な法則（定言的命令）が、行為に意味を与える根本的規範としてあらゆる人に共有されているという事実は、まさにどのような悪人であつてもこの法則を「知つてゐる」という事実にはかならない。無制約的に法則を与える理性的働きを「知らない」人間はありえない。人間はそれを「知つている」からこそ、そこから逸脱することもまたできるのである。したがつて、「私はそれと知らずに悪事を働いた」と弁明することは不可能である。いかなる行為においても、人間は「自分で知つていいながら選んだ」という側面を否定することはできない。純粹な法則の存在によつて確証された人間の自由は、最終的にこのような悪の自覚へと人間を促す。しかし、この問題を考えるために、人間が規範を「知つている」ということの意味を、さらには深く追究する必要があると思われる。